

四国女子フットサルリーグ2019(第3回)

実施要項

- 1、主 催 (一社) 四国サッカー協会 四国フットサル連盟
- 2、主 管 四国各県フットサル連盟
- 3、後 援 (公財)日本サッカー協会 (一財) 日本フットサル連盟
- 4、開催期間 2019年5月から2020年1月末
- 5、会場 四国各県会場
- 6、競技方法 2回戦総当たりとする。
- 7、競技規則
大会実施年度の(公財)日本サッカー協会フットサル競技規則による。(競技規則の改定があった場合は審判委員会にて適用時期を決定する)
- 8、試合時間
競技時間は、40分間(前後半20分間)のプレーイングタイム。
ハーフタイムは10分間とし同点の場合、延長戦は行わない。
- 9、チーム資格
(1)四国フットサル連盟に所属するチームで他都道府県に重複して登録されていない8名以上の選手で構成されたチーム。
(2)チームに必ず1人以上JFA公認フットサルC級指導者資格を有する者を登録する事。
※2020年度より
- 10、選手資格
(1)(公財)日本サッカー協会フットサル登録の手続きを済ませた選手で、他のフットサルリーグ及び連盟加盟の他チームと重複していない者に限る。違反のあったチームは当該試合を棄権扱いとし、以後の処置は四国女子フットサルリーグ実行委員会にて協議し、

四国フットサル連盟で決定する。後日、違反の発見された場合も同様とする。

(2)チームは、(公財)日本サッカー協会フットサル登録票に必要事項を記入し、提出するものとする。

11、追加・移籍

(1)追加登録選手は、(公財)日本サッカー協会に登録を済ませなければならない。

(2)移籍できる期間は4月1日から11月30日までとする。但し、所属リーグが11月30日以前に終了した場合はその日以降は他のチームに移籍することはできない。

※移籍選手は11月30日までに事務局に書類を提出すること。

(3)追加登録選手、移籍選手は日本サッカー協会：フットサル登録を済ませ、選手証が発行された後、試合に出場できる。移籍も同様とする。

追加登録選手も移籍と同様に4月1日から11月30日までとする。

(4)追加登録選手、移籍選手は出場する試合の1週間前（例：5月10日の試合に出場する場合は5月3日の24時までに事務局（石井）へ申請すること。PDFにてメール送信とする）

宛先

女子フットサルリーグ実行委員長 石井拓道

12、ユニホーム

(公財)日本サッカー協会、ユニホーム規定に準ずる。

13、選手数

キックオフ時3名に満たない場合は棄権扱いとする。

14、警告・退場

警告を累積3回受けた選手は、次の1試合は出場停止とする。

※規定上9試合以下の場合には累積2回で1試合出場停止。

又、退場処分を受けた選手は次の公式戦1試合を出場停止とする。以後の処置は（一社）四国サッカー協会規律委員会で決定する。

15、棄権の扱い

棄権をしたチームは以後、試合は行わない。その戦績は抹消する。チームの処分については四国女子フットサルリーグ実行委員会で決定する。

但し、四国女子フットサルリーグ実行委員会が調査し、不可抗力と認められた場合は再試合を行う。この経費は当該チーム負担とする。

16、勝ち点 勝=3点、分=1点、負=0点

17、順位

①勝ち点②得失点③総得点④総失点⑤当該対戦結果の順位

チーム事情により次年度、チーム解散又はリーグ参加できない場合は暫定順位として当年度の順位は最下位とする。他のチームは順位を繰り上げとする。

18、入れ替え

現在は無しとする。

19、CL出場権

地域女子チャンピオンズリーグ出場権は本リーグ優勝チームが出場・義務を負う。

20、参加料

参加料は80,000円とし、4月末までに納入すること。不足する場合は、別途徴収する。

※（各県にて対応）登録選手は日本フットサル連盟に登録料2,000円を納入。

決められた期限までに納入すること。

21、総会

リーグ終了後に総会を行う。（期日・会場は四国フットサル連盟で決定）

22、申込

別紙大会登録票（Excelデータ）・大会登録票（連盟or協会印あり：PDF）・プライバシーポリシーをメールにて送付すること。

期日：2019年4月26日（金）

宛先：

女子フットサルリーグ実行委員長 石井拓道

23、その他

(1) 競技中交代選手は必ずビブスを着用すること

(2) ベンチに入ることのできる人数は役員5名（登録された役員に限る）及び14名（スターティングメンバーを含む）の19名以内とする。役員は必ず役員登録した者に限る。役員登録されていない者はユニホームを着た登録選手以外は認めない

(3) 試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は当 該チームにおいて弁償するものとする。

併せて場内外で負傷が発生した場合も当該チームで対処する事。主催者は一切の責任を負わない。

(4) 各チームは必ずスポーツ傷害保険に加入のこと。

(5) 各チームはマナーを厳守すること。

会場のルールに違反をして会場の使用禁止の処置を受けた場合は除名処分とすることがある。

(6) 要項に違反をしたチーム・選手は実行委員会の裁定に従わなければならない

(7) 運営担当

運営担当は四国女子フットサルリーグ実行委員会が決定する。

最終ゲーム、オフィシャルチームは当日の試合結果、審判報告書を四国フットサル連盟理事長と事務局宛に送付する。

(8) 全試合マッチコミッショナーを配置する

各試合の40分前には両チームの代表（監督）、審判員、マッチコミッショナーとマッチコーディネーションミーティングを行う。

マッチコミッショナーは試合終了後、48時間以内に四国フットサル連盟理事長宛にメールで報告すること。

(9) 審判派遣

審判派遣については審判委員会で決定する。

級のガイドライン(四国協会規程)、主審 2級、第2審判 3級、TK 3級、第3審判 3級

(10) 審判料マッチコミッショナー謝金

別紙、細則規程により四国女子フットサルリーグ参加費より支払う。

審判料・MC・その他支払規程

※審判料

主審は5,000円

第2審・MCは3,000円

第3審・TMは2,000円

2019. 5. 18 訂正
以上